

「令和7年度伝統的工芸品産業後継者確保支援事業」産地企業募集要領

1 事業名

令和7年度伝統的工芸品産業後継者確保支援事業

2 事業の目的

伝統的工芸品は、日本人の生活に根ざした日用品であるが、生活様式の変動のほか、長引く景気低迷や海外からの安価な競合・類似品の流入などの影響を受け、各産地とも厳しい状況となっている。一方で、欧米における「和」の生活様式に対する関心の高まりや、質の高い製品を求めるニーズの高まりにより、伝統的工芸品産業及び伝統的技術・技法は国内外で評価されている。

伝統的技法等を伝承する後継者の確保・育成については、産地組合の多くが取組を実施しているにもかかわらず、その確保は難しく、産地組合にとっても大きな課題となっている。

そこで、伝統的工芸品産地企業の後継者確保を支援するため、伝統的工芸品産業に興味のある学生・社会人を対象にした後継者確保インターンシップを実施し、県内の伝統的工芸品産業の維持・振興につなげる。

3 事業の概要

対象：伝統的工芸品産地企業 2社

インターンシップ参加者 6名/1社 程度

内容：1泊2日のインターンシップ 1回以上

インターンシップの時期は受入企業及び県と協議して決定する。

4 産地企業等の応募条件

(1) 県内に本社があり、県内の伝統的工芸品（※）の製造及び販売を行っていること。

(2) 6名程度のインターンシップ参加者を受入れ、2日間のインターンシップの実施が可能であること。

(3) 専門家と一緒に後継者確保に向けて本事業に取り組む意欲があること。

(※「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により、経済産業大臣が指定したもの。)

5 参加者の募集

(1) 参加者は全国のものづくり・工芸系の学校の学生や卒業生等のうち、伝統的工芸品産業での就業に関心のある者及び技術を習得して職人になりたいと考えている者で、2026年度又は2027年度に就業を希望している者を基本とする。

(2) 参加者の募集については、県及び委託事業者において大学等の就職支援を行う部署等に協力を依頼し、ちらし・ポスター等の作成・送付により学生等に周知を

図る。

- (3) 参加者の選定にあたっては、希望する職種や移住して就職することに対する熱意等について、オンライン等で面談を行った上で、受入企業及び県で協議して選定する。
- (4) 参加者の居住地からツアーの集合・解散場所までの交通費及び宿泊費は参加者の負担とする。
- (5) 事業実施にあたって必要な保険料は県及び委託事業者が負担する。

6 インターンシップ前後のフォローアップについて

- (1) 専門家による受入企業に対する個別相談の内容等の提案及び実施
 - ア 受入企業に係る、インターンシップの実施や後継者確保に向けた雇用支援などについて、適宜相談・提案等を行う。
 - イ 事前に、受入企業の事業内容、状況、雇用の意向等を十分ヒアリングし、これらを踏まえ、日程や内容等を提案し、県及び受入企業と協議の上、インターンシップ等を実施する。
 - ウ インターンシップ実施後でも、受入企業及び参加者のオンライン面談等を実施するなど、雇用に向けた支援を行う。
- (2) 専門家による参加者に対するフォローアップの内容等の提案及び実施
 - ア 参加者に係る、インターンシップの実施について適宜相談に応じる。
 - イ 参加者の就職の意向状況については常に把握するとともに、就職・移住支援などについて適宜相談に応じる。

7 募集期間

2025 年 4 月 23 日(水)から 2025 年 5 月 23 日(金) 午後 5 時まで

8 応募方法

本事業への応募希望者は、必要書類を作成し、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 産地企業エントリーシート(様式 1-1)
 - イ 参考資料(企業のパンフレット等参考になるものがある場合)
- (2) 提出部数
 - 郵送又は持参の場合: 各 3 部
 - 電子メール又は F A X の場合: 各 1 部
- (3) 提出期限等
 - ア 提出期限
2025 年 5 月 23 日(金) 午後 5 時(必着)
 - イ 提出先
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

F A X：052-954-6976

ウ 提出方法

郵送、持参、電子メール又はF A X

- ・提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。
- ・持参の場合は事前に電話連絡すること（052-954-6341）。
- ・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

（４）提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本事業における産地企業等の選定以外の目的で使用しない。

イ 本事業への応募に要する全ての費用は、申請者の負担とする。

ウ 応募申請は1者1申請とする。

（５）その他

本事業で支援を行う専門家は現在選定中である。専門家が決まり次第県産業振興課 Web ページに概要を掲載する予定である。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/r7densankoukei.html>)

9 産地企業等の選定

応募申請書類に基づく書面審査及びヒアリング等により行う。

10 スケジュール（予定）

2025 年 4 月 23 日（水）	産地企業等募集開始
2025 年 4 月下旬以降	委託先（専門家）候補の決定、Web ページ掲載
2025 年 5 月 23 日（金）	産地企業等応募申請書類提出期限
2025 年 5 月下旬	産地企業等の決定
2025 年 5 月下旬	専門家による支援開始（2026 年 3 月まで）

11 その他

（１）産地企業エントリーシート提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式 1－2）を提出すること。

（２）次の各号に該当した場合、申請者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該事業関係者に対して、当該事業に関わる選定において不正な接触の事実が認められた場合

12 問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

T E L : 052-954-6341 (ダイヤルイン)

メール : sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

F A X : 052-954-6976

※本事業に関する質問等は、電子メールで 2025 年 5 月 12 日（月）まで受け付ける。ただし、応募申請書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。（電子メールの件名は「令和 7 年度伝統的工芸品産業後継者確保支援事業産地企業募集に関する質問」と記載すること。）

質問は、愛知県のホームページにて回答する。